

旅館業営業を始めるにあたっての手引き

<問合せ先>

高松市保健所

生活衛生課 環境衛生係

〒760-0074 高松市桜町1丁目10-27

Tel 087-839-2865

Fax 087-839-2879

I はじめに

1 旅館業の許可について【法第3条第1項、法第10条】

- 旅館業を営もうとする者は、許可を受けなければなりません。
- 無許可で旅館業を営んだ者には罰則があります。

2 用語解説

(1) 旅館業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業のことをいいます。

構造設備等により、次の3つの種別に分けられます。種別ごとに法律や条例等で構造設備基準、衛生基準等が定められています。

○旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

○簡易宿所営業

宿泊する場所（客室）を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

○下宿営業

1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

(2) 営業

社会性をもって反復継続されていることを言います。

(3) 宿泊

宿泊時間の長短に関わらず、寝具を使用して旅館業の施設を利用することを言います。時間単位での利用でも、旅館業法の適用を受けます。

(4) 宿泊料

名目の如何を問わず、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃料などは宿泊料に含まれます。

Ⅱ 許可取得までの流れ

＜旅館業の営業許可を受けるためには＞

★ステップ1 事前に計画を立てましょう

旅館業の営業を申請するにあたって、次のことを確認、検討しておきましょう。

- 営業しようとする物件は決まっているか
- 物件の構造、階数、延べ床面積などの情報を確認しているか
- 集合住宅を転用する場合、管理規約や賃貸借契約に反していないことを確認しているか
- 宿泊施設の規模（客室数、宿泊者の定員など）を想定しているか

★ステップ2 旅館業の営業ができる地域を確認しましょう

都市計画法では、無秩序な土地利用を防ぐため、「用途地域」を設けており、その種類ごとに住宅、店舗、工場など、立地できる建物について、細かく定められています。

このため、下表の「×」の用途地域においては、原則として旅館業の営業ができません。

	第一種低層住宅専用地域	第二種低層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	第一種住宅地域	第二種住宅地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	特定用途制限地域		用途地域の指定のない区域
													幹線沿道型	一般・環境保全型	
旅館・ホテル・簡易宿所	×	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	×	×	▲	×	要問合せ

▲：当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り可能

用途地域については、建築指導課（高松市役所9階 087-839-2488）にお問合せください。

★ステップ3 事前相談をしましょう

旅館業法

営業しようとする施設の構造設備などについて、図面を持参の上、保健所にご相談ください。

建築基準法

住宅などの既存の建築物の用途を変更し、宿泊施設として使用する場合は、建築確認の手続きが必要な場合があります。また、同手続きが不要な場合でも、その建築物を建築基準法に適合させることが必要です。詳しくは建築指導課（高松市役所9階 087-839-2488）にお問い合わせください。

消防法

宿泊施設については、消防法に基づく設備等の基準に適合していることが必要になりますので、管轄の消防署に、図面などを持参の上、ご相談ください。

（営業開始前までに確認）

廃棄物の処理

事業活動に伴って排出されるごみは、種類や量に関わらず、「事業系廃棄物」になります。事業者は自らの責任において、廃棄物処理法に基づいて、適正に処理しなければなりません。（「事業系廃棄物」はゴミステーションに出すことはできません。）

水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法

ちゅう房施設、洗濯施設及び入浴施設のいずれかの施設が備えられている場合、事前に届出等手続きが必要となります。（合流式下水道区域を除く）詳しくは環境指導課（環境業務センター2階 087-834-5755）にお問い合わせください。

下水道法

下水道法に基づく届出が必要な場合がありますので、下水道施設課（香東川浄化センター 087-842-5421）にお問い合わせください。

★ステップ4 許可申請手続き

規定の書類等を整えて申請してください。（次ページ参照）

★ステップ5 施設検査

施設が完成したら、保健所職員が施設に立入り、基準に適合しているか等について検査します。

★ステップ6 許可

書類及び施設検査により、基準に適合していることが確認されると、施設検査より1週間程度で、許可証が交付されます。ただし、近隣に学校などの法第3条第3項各号に掲げる施設がある場合は、許可証交付までに3週間程度かかります。営業許可証は、保健所まで取りに来てください。

Ⅲ 申請手続き

旅館業の営業許可の申請には、次の書類等が必要になります。

	必要書類等	チェック
1	旅館業営業許可申請書	<input type="checkbox"/>
2	営業施設の周辺（200m）の付近見取図（法第3条第3項各号に掲げる施設がある場合は、施設の敷地及び名称を表示すること）	<input type="checkbox"/>
3	営業施設の構造を明らかにする図面（建物の各階平面図及び詳細図）	<input type="checkbox"/>
4	営業施設の構造を明らかにする図面（建物の立面図）	<input type="checkbox"/>
5	営業施設の構造を明らかにする図面（建物の外観図）	<input type="checkbox"/>
6	浴室に係る湯水の配管図（給排水、循環水）（共用浴室を設ける場合）	<input type="checkbox"/>
7	原水の水質検査の結果を記載した書類（水道水以外の湯水を用いる場合）	<input type="checkbox"/>
8	定款又は寄附行為の写し（法人の場合）	<input type="checkbox"/>
9	登記事項証明書（原本）（法人の場合）	<input type="checkbox"/>
10	構造設備の基準の特例（高松市旅館業法施行条例第4条※）の適用を受けようとするときは、その理由を記載した書類	<input type="checkbox"/>
11	任意：外国人である場合、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）	<input type="checkbox"/>
12	任意：建築基準法による検査済証の写し	<input type="checkbox"/>
13	任意：消防法による消防用設備等検査済証等の写し	<input type="checkbox"/>
14	申請手数料 22,000円	<input type="checkbox"/>

※高松市旅館業法施行条例第4条：市長は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、旅館業法施行規則（昭和23年厚生労働省令第28号）第5条第1項各号に掲げる施設について、季節的状況、地理的状況等によって第2条第1号、第2号アからウまで及び前条に定める基準による必要がない場合又はこれらの基準によることができない場合であって、かつ、公衆衛生の維持に支障がないと認めるときは、これらの基準の全部若しくは一部を適用せず、又は緩和して適用することができるものとする。

旅館業法→法
 旅館業法施行令→令
 旅館業法施行規則→規則
 高松市旅館業法施行条例→条例
 第〇条第△項第□号→〇-△(□)



IV 許可に係る要件

項目	基準等	根拠法令
人的要件	<p>●申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を受けられないことがあります。</p> <p>(1) 心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者(精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁固以上の刑に処され、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者((8)において「暴力団員等」という。)</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が(1)から(5)のいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">いずれかに該当する場合、申請書に記載が必要です。</p>	法3-2 規則1の2
設置場所	<p>●許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものとして決定した土地を含む。以下同じ。)の周辺おおむね100mの区域内において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、許可を受けられないことがあります。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 [幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、] 特別支援学校、高等専門学校、幼保連携型認定こども園</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。) [保育所、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、] 児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、] 児童自立支援施設、児童発達支援センター、児童家庭支援センターなど</p> <p>(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施設に類するものとして市の条例で定めるもの</p> <p>【高松市旅館業法施行条例第6条】</p> <p>(1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>(2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(3) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第22条第2号に規定する准看護師養成所</p> <p>(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校</p> <p>(5) 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第2条第1項に規定する都市公園</p> <p>(6) 体育施設、青少年の教育又は福祉に関する施設等のうち、主として児童の利用に供される施設又は多数の児童の利用に供される施設で市長が別に定めるもの。</p>	法3-3 及び 条例6

V 構造設備基準等

1 旅館・ホテル営業

項目		基準等	根拠法令
施設	換気、採光 照明、防湿 及び排水	●適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	令 1-1- (3)
	換気	●次に掲げるいずれかの設備により、衛生的な空気環境が十分に確保されなければならないこととする。 1 外気に面して開放することのできる窓その他の自然換気ができる設備 2 空気を浄化し、その流量を調節して供給及び排出をすることができる機械換気設備 3 空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給及び排出をすることができる空気調和設備	条例 8
	採光及び 照明	●適切な採光及び照明の設備を有すること。(参考：日本産業規格)	条例 9
		●照明の設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする。	
防湿	●雨水及び汚水が支障なく排水できることとする。	条例 10	
客室	面積	●一客室の床面積は、7平方メートル(寝台を置く客室にあっては、9平方メートル)以上であること。	令 1-1- (1)
	構造	●窓のない客室は設けないこと。	条例 2-1
	採光	●客室は、窓等により自然光線が十分に採光することができる構造とすること。	条例 9-2
	定員	●客室の定員の基準は、3.3平方メートルにつき1人とする。	条例 12
玄関帳場		●宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他該当者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。	令 1-1- (2)
		●旅館業法施行令第1条第1項第2号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 1 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 2 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適正な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	規則 4の3
洗面設備	●宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	令 1-1- (5)	
便所	●適当な数の便所を有すること。	令 1-1- (6)	

浴室	<ul style="list-style-type: none"> ●当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと思えられる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 	令 1-1-(4)
	<ul style="list-style-type: none"> ●浴室及び脱衣場の内部は、当該浴室及び脱衣場の外から容易に見えない構造であること。 	条例 2-2
	<ul style="list-style-type: none"> ●清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行うことができる構造であること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●共同用の浴室には、脱衣場を付設すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●原湯、原水及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合しているものであること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●原湯又は原水（以下「原湯等」という。）の浴槽への流入口は、原湯等を浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●循環してろ過された湯水（以下「循環水」という。）の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、原湯等を用いる構造とすること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●貯湯槽（原湯等を貯留するための槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、貯湯槽内の原湯等の温度を60度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、貯湯槽内の原湯等のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備える場合は、この限りでない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）を設ける場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しない構造とすること。ただし、当該回収槽を清掃の容易な構造とし、かつ、清掃の容易な位置に配置する場合であって、回収槽内の湯水のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備えるときは、この限りでない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を浴槽に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●循環式浴槽（浴槽の湯をろ過器（浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）等を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は、その1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、かつ、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ等を排出することができる構造であること。 ・原湯等の配管は、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続しないこと。 ・集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。 ・浴槽水を消毒するための塩素系薬剤の注入口又は投入口を設ける場合は、浴槽水がろ過器に流入する箇所の直前に設けること。 		
<ul style="list-style-type: none"> ●屋外に浴槽を設ける場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と混じり合わない構造とすること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●その設置場所が法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。 	令 1-1-(7)

2 簡易宿所営業

項目		基準等	根拠法令
施設	換気、採光 照明、防湿 及び排水	●適切な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	令1-2-(3)
	換気	●次に掲げるいずれかの設備により、衛生的な空気環境が十分に確保されなければならないこととする。 1 外気に面して開放することのできる窓その他の自然換気ができる設備 2 空気を浄化し、その流量を調節して供給及び排出をすることができる機械換気設備 3 空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給及び排出をすることができる空気調和設備	条例8
	採光及び 照明	●適切な採光及び照明の設備を有すること。(参考：日本産業規格)	条例9
		●照明の設備は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を満たすものとする。	
	防湿	●雨水及び汚水が支障なく排水できることとする。	条例10
客室	面積	●客室の延床面積は、3.3平方メートル(法第3条第1項の許可の申請に当たって宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積)以上であること。	令1-2-(1)
	構造	●窓のない客室は設けないこと。	条例2-1
	採光	●客室は、窓等により自然光線が十分に採光することができる構造とすること。	条例9-2
	寝台	●階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。	令1-2-(2)
		●階層式の寝台を設ける場合の当該寝台は、就寝に支障が生じないような適当な広さを有すること。	条例3-2
定員	●旅館業の施設の客室の定員の基準は、3.3平方メートルにつき1人とする。ただし、簡易宿所営業であって、当該定員を10人以上とする場合は、2.5平方メートルにつき1人とする。	条例12	
洗面設備	●宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。	令1-2-(5)	
便所	●適当な数の便所を有すること。	令1-2-(6)	

	<ul style="list-style-type: none"> ●当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。 	令 1 - 2 - (4)
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ●浴室及び脱衣場の内部は、当該浴室及び脱衣場の外から容易に見えない構造であること。 	条例 2 - 2
	<ul style="list-style-type: none"> ●清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行うことができる構造であること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●共同用の浴室には、脱衣場を付設すること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●原湯、原水及び浴槽水は、規則で定める水質基準に適合しているものであること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●原湯又は原水（以下「原湯等」という。）の浴槽への流入口は、原湯等を浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●循環してろ過された湯水（以下「循環水」という。）の浴槽への流入口は、浴槽の底部に近い位置に設けること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●シャワー又は打たせ湯を設ける場合は、これらの設備は、原湯等を用いる構造とすること。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●貯湯槽（原湯等を貯留するための槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、貯湯槽内の原湯等の温度を60度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、貯湯槽内の原湯等のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備える場合は、この限りでない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●オーバーフロー回収槽（以下「回収槽」という。）を設ける場合は、回収槽内の湯水を浴用に供しない構造とすること。ただし、当該回収槽を清掃の容易な構造とし、かつ、清掃の容易な位置に配置する場合であって、回収槽内の湯水のレジオネラ属菌その他の病原菌の繁殖を防止するための消毒設備を備えるときは、この限りでない。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ●気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を浴槽に設ける場合は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ●循環式浴槽（浴槽の湯をろ過器（浴槽水中の微細な粒子や繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）等を通して循環させる構造の浴槽をいう。以下同じ。）を設ける場合は、次に掲げる要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ろ過器は、その1時間当たりのろ過能力が浴槽の容量以上であり、かつ、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ等を排出することができる構造であること。 ・原湯等の配管は、湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管（以下「循環配管」という。）に接続しないこと。 ・集毛器は、浴槽水をろ過器に送るための配管の途中に設けること。 ・浴槽水を消毒するための塩素系薬剤の注入口又は投入口を設ける場合は、浴槽水がろ過器に流入する箇所の直前に設けること。 		
<ul style="list-style-type: none"> ●屋外に浴槽を設ける場合は、その浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽水と 		

VI 宿泊者名簿

●旅館業の営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載するように旅館業法で決められています。営業を始めるにあたって、準備をしておきましょう。

旅館業法（昭和23年法律第138号）

（宿泊者名簿）

第6条 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより旅館業の施設その他の厚生労働省令で定める場所に宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、連絡先その他の厚生労働省令で定める事項を記載し、都道府県知事の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

旅館業法施行規則（昭和23年省令第28号）

（宿泊者名簿に記載すべき事項）

第4条の2 法第六条第一項に規定する宿泊者名簿（以下「宿泊者名簿」という。）に記載すべき事項は、当該宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存するものとする。

2 法第6条第1項の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- 1 旅館業の施設
- 2 営業者の事務所

3 法第6条第1項の厚生労働省令で定める事項は、宿泊者の氏名、住所及び連絡先のほか、次に掲げる場所とする。

- 1 宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、その国籍及び旅券番号※
- 2 その他都道府県知事が必要と認める事項

※ 国内に住所を有しない外国人宿泊者については、パスポートの呈示を受け、かつ、写しを保存することにより、一部（氏名・国籍・旅券番号）の記載を省略することができます。

顔写真の入った見開きページをコピーして下さい。

